

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年4月1日

高次脳機能障害支援拠点機関の指定について

令和7年4月から高次脳機能障害（※）の支援の充実を図り、地域支援ネットワークの構築を促進するために、新たに県内3つの民間病院を高次脳機能障害支援拠点機関（以下「支援拠点機関」という。）に指定します。

これにより、従前から指定していた県総合リハビリテーションセンターと併せ、県内の支援拠点機関は下記の4機関となります。

各支援拠点機関には、高次脳機能障害者及びその家族等からの相談に対応する「相談窓口」を設置するほか、相互での連絡会や研修会などの普及啓発活動を行い、地域における支援体制の整備を行ってまいります。

記

- 1 県総合リハビリテーションセンター（埼玉県高次脳機能障害者支援センター）【県全域】
所在地：上尾市西貝塚148-1
電話（相談専用）：048-781-2236
- 2 医療法人光仁会 春日部厚生病院 【県東部地域】
所在地：春日部市緑町6-11-48
電話（相談専用）：080-8181-4148
- 3 医療法人真正会 霞ヶ関南病院 【県西部地域】
所在地：川越市安比奈新田283-1
電話（代表）：049-232-1313
- 4 社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会鴻巣病院 【県央地域】
所在地：鴻巣市八幡田849
電話（相談専用）：令和7年6月開設予定

支援拠点機関には支援コーディネーター（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者、理学療法士、言語聴覚士などの専門職）を配置します。

※ 高次脳機能障害とは

事故や病気などで脳に損傷を受けた後に現れる、後天的な障害です。記憶力や注意力の低下等の症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る場合があります。

症状が外見から分かりにくく、また本人に自覚がないことも多いため「見えない障害」と言われることもあります。